

第6章



板橋区再犯防止推進計画

- 1 計画の策定について
- 2 再犯防止を取り巻く現状
- 3 重点課題と具体的な取組

第6章 板橋区再犯防止推進計画

1 計画の策定について

(1) 策定の趣旨

- ◆ 全国の刑法犯認知件数は平成14(2002)年の約285万件をピークに20年以上にわたり減少を続け、令和3(2022)年には戦後最小の54万件を記録するなど、全国的に減少傾向にあり、板橋区を管轄する警察署管内における認知件数及び刑法犯の検挙数も同様に減少傾向にあります。
- ◆ しかしながら、刑法犯による検挙者の再犯者率は高い水準にあり、令和4(2022)年の国における再犯者率は48.6%、板橋区においては53.8%となっており、検挙者の約2人に1人が再犯者という状況です。
- ◆ 繰り返し罪を犯す背景には、それぞれの経歴やパーソナリティ、医療・福祉サービスへの未アクセス、家庭環境など様々な要因が絡みあっています。経済的困窮、精神疾患、境界知能(グレーゾーン)、制度の狭間、社会的孤立など課題は様々です。最近では、SNS等を介し、薬物の取引や「闇バイト」などの犯罪に容易に巻き込まれることも課題となっています。
- ◆ 安心して暮らすことができるまちの実現のためには、犯罪の未然防止だけでなく、再犯防止対策の推進が不可欠です。国においても、刑法を改正し拘禁刑を創設するなど対象者の特性に応じた支援を行い再犯防止に向けた取組を行っています。
- ◆ 再犯防止施策は、就労、住居、保健医療、福祉など多岐にわたる支援が必要となるため、基礎自治体である区の役割が極めて重要です。特定の部署がこれら全ての役割を担うのではなく、関係部署が有機的に連携しながら取り組んでいく必要があります。さらに、企業やNPOなど民間協力者との協働による支援の拡充や、切れ目のない支援体制の構築など、「息の長い」支援を行っていく必要があります。
- ◆ 支援を必要としながらも支援につなげていない犯罪をした者等の社会からの孤立を防ぎ、地域社会の一員として社会復帰できるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取組が求められています。
- ◆ このような背景から、犯罪をした者等が地域社会にいち早く復帰することができるよう、再犯防止に向けた支援のあり方を示すとともに、その必要性について広く啓発を行うため、板橋区再犯防止推進計画(以下、「再犯防止推進計画」)を策定することとしました。

(2) 対象者

- ◆ 再犯防止推進計画の対象者は、「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下、「再犯防止推進法」という。)で定める「犯罪をした者等(犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者)」です。
- ◆ この対象者には、少年院や刑務所等の矯正施設を退所した人だけではなく、検察で不起訴処分(起訴猶予)となった人や裁判所で刑の執行を猶予された人、保護観察に付された人などが含まれます。

(3) 計画の位置づけ

- ◆ 再犯防止推進法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として、「板橋区地域保健福祉計画2030」に包含します。
- ◆ 再犯防止推進計画では、再犯防止に関する取組だけでなく、既に区が実施している就労支援や住居確保支援など各種施策で再犯防止に資する取組や副次的な効果として再犯防止につながる取組も推進します。

(4) 計画の期間

- ◆ 再犯防止推進計画の期間は令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

2 再犯防止を取り巻く現状

(1) 再犯防止に向けた国・東京都の取組

①国の取組

- ◆ 国は、犯罪対策においては、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することなどによる再犯の防止等に向けた取組が重要であるという認識のもと、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、平成28(2016)年12月に「再犯防止推進法」を制定・施行しました。
- ◆ 国は、再犯防止推進法において、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定することを定め、これに基づき平成29(2017)年12月に「第一次再犯防止推進計画」を、令和5(2023)年3月に「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定しました。
- ◆ 国は、再犯防止推進法第3条の基本理念を踏まえた5つの基本方針を定め、この基本方針のもと、第二次再犯防止推進計画において、以下の7つの重点課題を設定しました。

国計画における5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

「第二次再犯防止推進計画」における重点課題

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備等

②東京都の取組

- ◆ 東京都は再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国計画を勘案し、令和元(2019)年7月に「第一次東京都再犯防止推進計画」を策定しました。東京都は、この計画に基づき、犯罪をした者等であって、東京都に居住する者などが、地域の一員として円滑に社会復帰することができるよう取組を推進してきました。
- ◆ 東京都は都内の再犯防止に係る取組の充実・深化を図り、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりに向け、第一次東京都再犯防止計画の取組を踏まえ、また、国の第二次再犯防止推進計画の内容等を勘案し、令和6(2024)年に「第二次東京都再犯防止推進計画」を策定しました。
- ◆ 「第二次東京都再犯防止推進計画」では、国の計画を勘案し、以下の6つを重点課題として設定しています。

「第二次東京都再犯防止推進計画」における重点課題

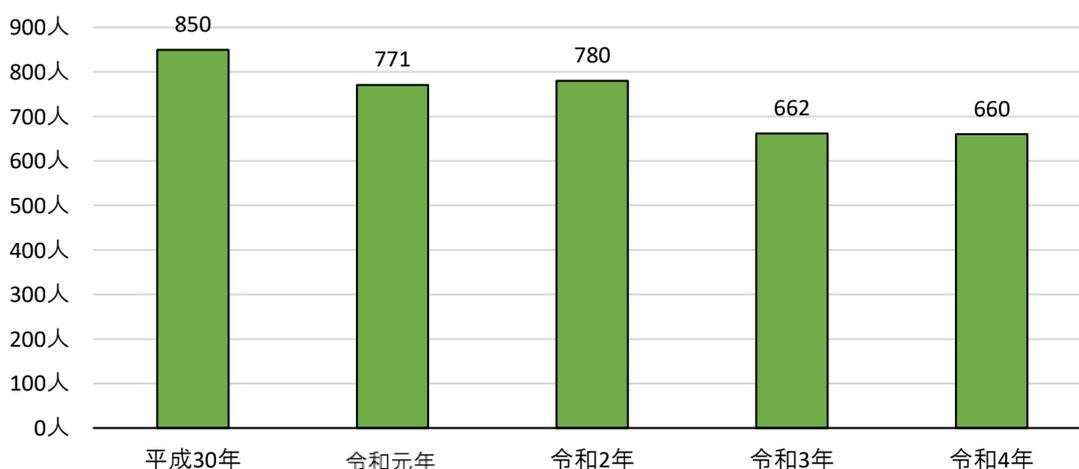
- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- 6 再犯防止のための連携体制の強化等

(2) 板橋区の現状

① 刑法犯検挙者数

板橋区の刑法犯検挙者は減少傾向にあり、国や東京都における検挙者と同様の傾向を示しています。過去5年で最大だった平成30年と比べ、2割強の減少となっています。

■ 刑法犯検挙者件数の推移（板橋区）

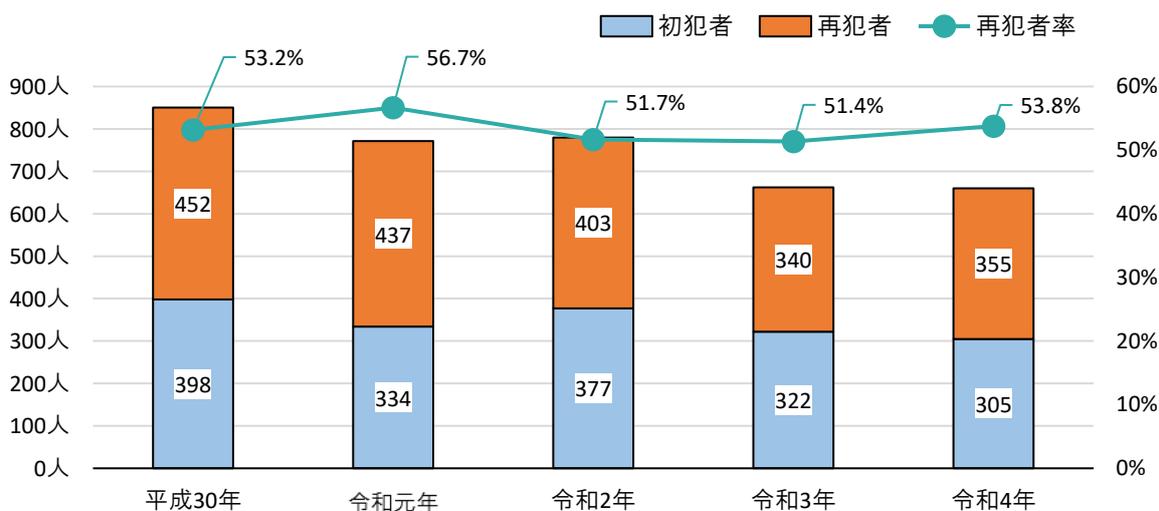


※法務省矯正局提供データを基に板橋区作成
※犯行時年齢が20歳未満は除き、少年の検挙者は含まれない。

② 再犯者数及び再犯者率

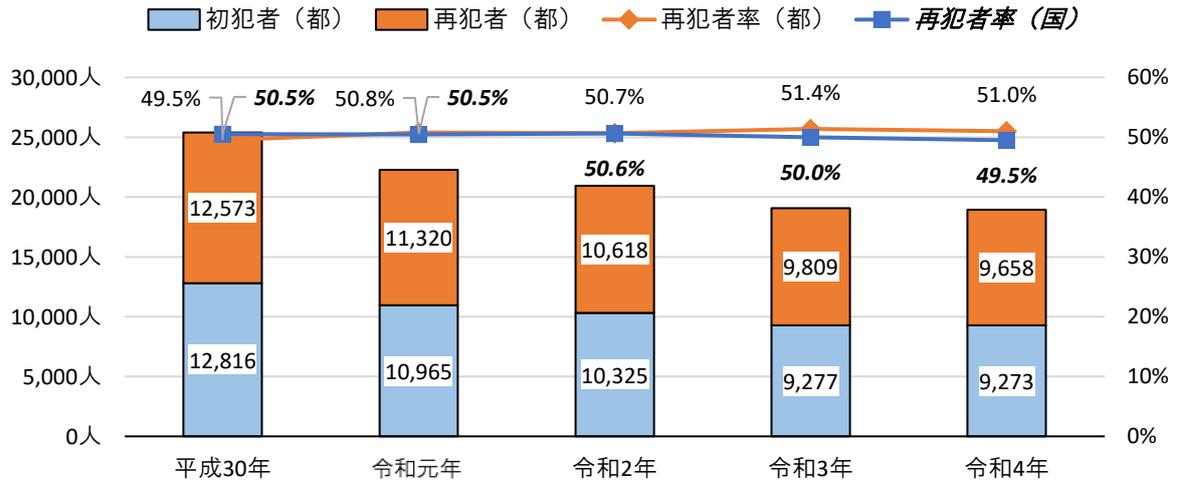
板橋区における刑法犯検挙者は減少傾向にあるものの、検挙者にしめる再犯者の割合は横ばいとなっており、国や東京都と比較しても高い割合を示しています。

■ 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率の推移（板橋区）



※法務省矯正局提供データを基に板橋区作成
※犯行時年齢が20歳未満は除き、少年の検挙者は含まれない。

■ 刑法犯検挙者中の再犯者数（都）・再犯者率の推移（全国・都）

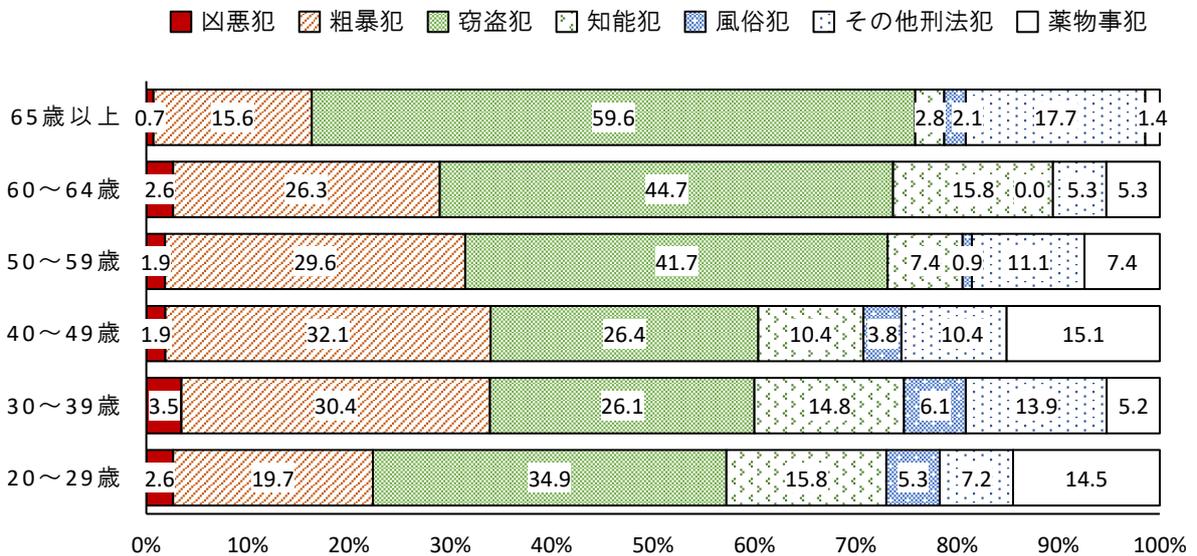


※法務省矯正局提供データを基に板橋区作成
 ※犯行時年齢が20歳未満は除き、少年の検挙者は含まれない。

③ 年齢別・罪名別検挙者

年代別罪名別検挙者の割合については、50歳以上の窃盗犯の割合が高くなっており、特に高齢者においては約6割が窃盗犯による検挙となっています。また、薬物事犯が占める割合については、40歳代が最大となっています。

■ 年代別・罪名別検挙者数の割合（板橋区）

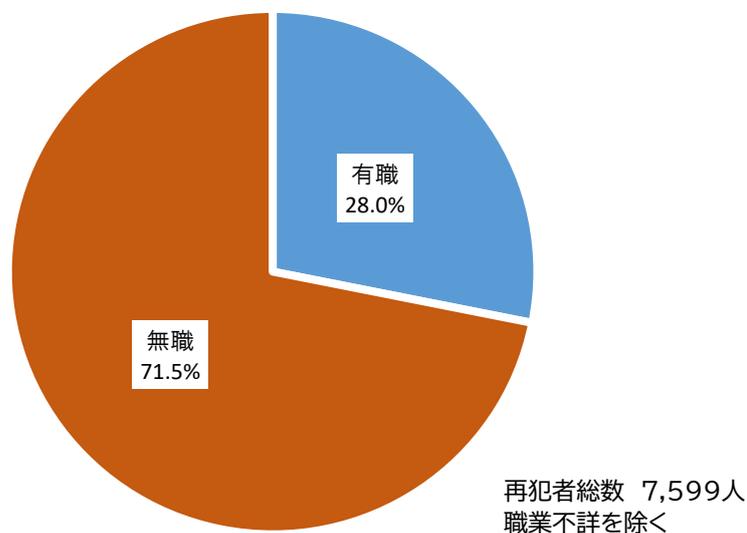


※法務省矯正局提供データを基に板橋区作成
 ※犯行時年齢が20歳未満は除き、少年の検挙者は含まれない。

④再犯時の就職状況

再犯時の就職状況は、約7割が無職であり、有職者の約3倍となっています。

■刑務所再入所者の再犯時における有職・無職の割合

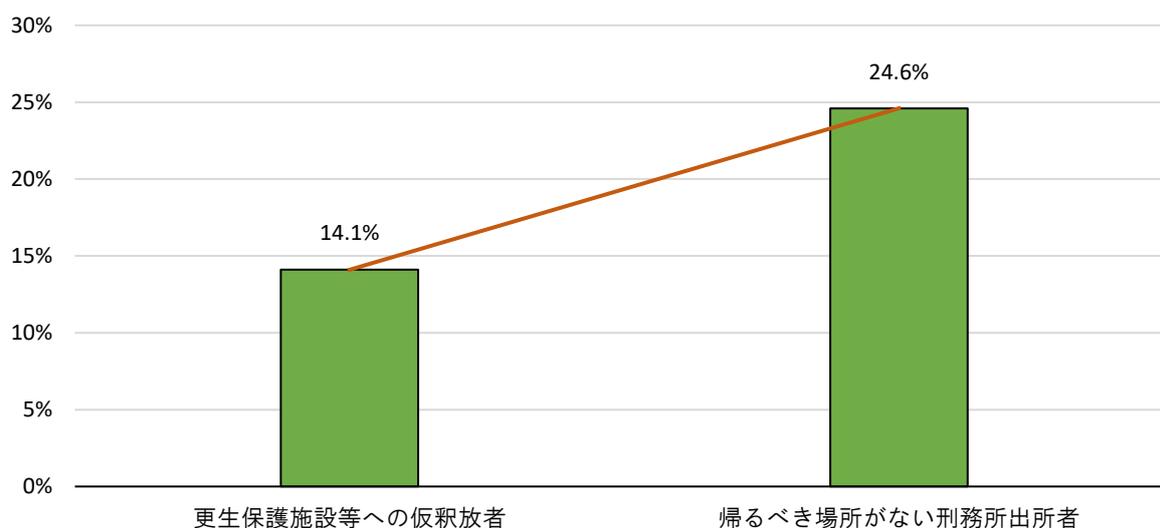


※令和5年矯正統計表

⑤住居の有無別2年以内再入率

帰住先がない者の再入率は、帰住先がある者に比べて約2倍再入率が高くなっています。

■住居の有無別の刑務所出所者等の2年以内再入率

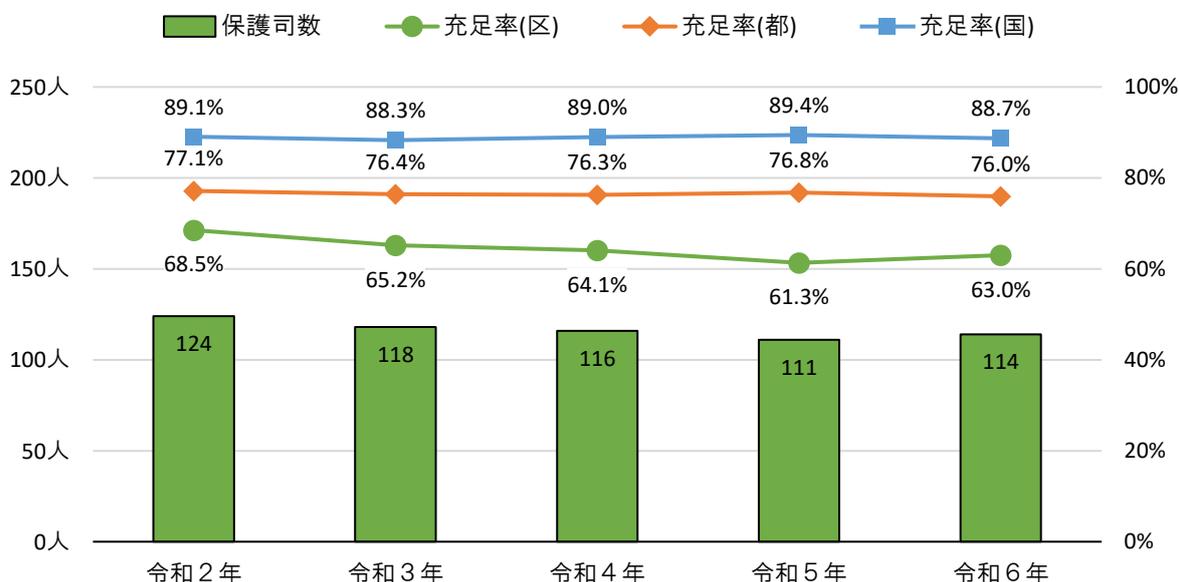


※法務省資料

⑥保護司[※]数と充足率

区内の保護司は減少傾向で、令和6年の充足率は63.0%となっており、国や東京都と比較しても低い水準となっています。

■保護司数（板橋区）及び保護司充足率（区・都・国）

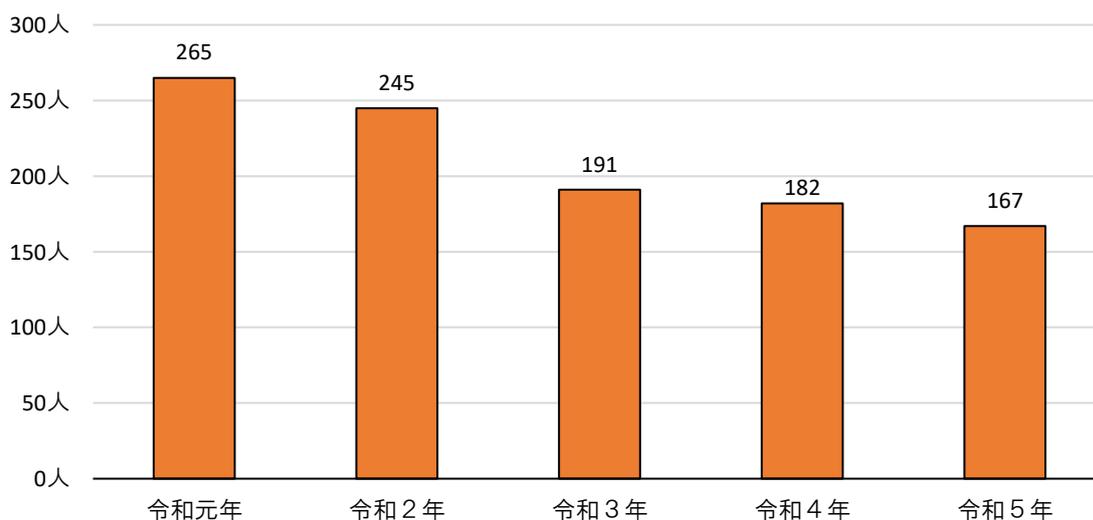


※東京保護観察所提供データを基に板橋区作成

⑦保護観察取扱件数

区内における保護観察取扱件数は、刑事犯検挙者数と同様に減少傾向となっています。

■保護観察取扱件数の推移（板橋区）



※東京保護観察所提供データを基に板橋区作成

※保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の数は含まない。

※保護区変更の件数を含む。

3 重点課題と具体的な取組

(1) 国と地方公共団体の役割

- ◆ 犯罪をした者等が地域に戻り、安定した生活を送るためには、国、地方自治体、民間協力者が協力してサポートすることが重要です。特に、刑事司法手続き終了後においては、地方自治体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて支援を行うことが想定されることから、「地域による包摂」を進めていく上では、地域住民に身近な地方公共団体の取組が求められることが、国の第二次再犯防止推進計画に明記されました。
- ◆ 市区町村の役割は、犯罪をした者が地域で安定して生活できるよう支援すること、特に医療や福祉などの必要なサービスへのアクセスが難しい人や複数の問題を抱えている人に対して適切なサービスを提供することとともに、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うこととされており、国と地方公共団体は、相互に連携しながら再犯防止に向けた取組を推進することとされています。

【国と地方公共団体の役割】

※引用：第二次再犯防止推進計画

主体	主な役割
国	各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。
都道府県	広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。
市区町村	保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。 また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

(2) 重点課題

国の計画及び東京都の計画を勘案し、以下の6項目を重点課題として設定します。

「板橋区再犯防止推進計画」における重点課題

- 1 住居・就労の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂の推進

(3) 重点課題ごとの具体的な取組

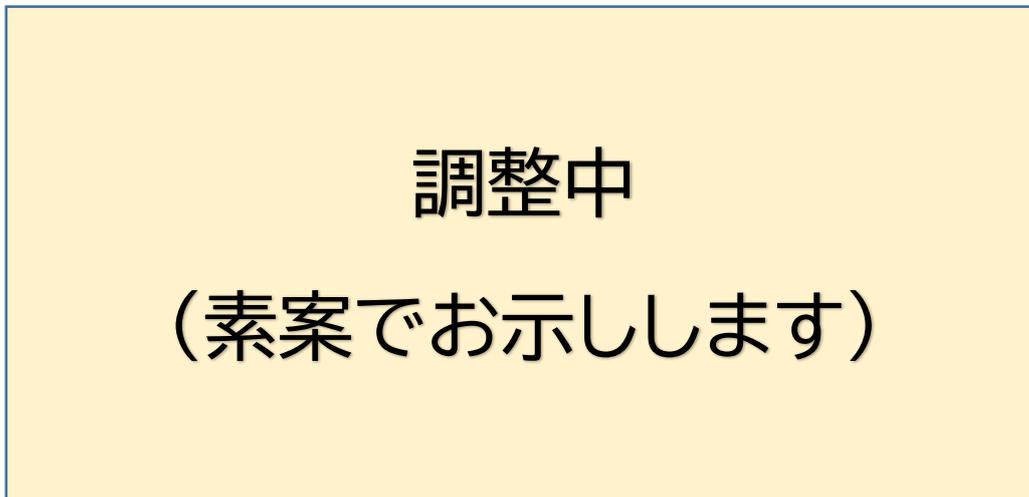
①住居・就労の確保等

①-1 住居の支援

【現状と課題】

- ◆ 地域で安定した生活を営むための基盤となるのが、安定した居住先の確保です。刑務所等からの満期出所者の4割以上が、適切な住居が確保されないまま出所しており、これらの者は出所後、比較的短期間のうちに再犯に至る傾向にあります。
- ◆ 地域社会に定住先を確保できない要因としては、賃貸契約時の連帯保証人の確保が困難であることや、出所者の経済基盤が弱いこと、親族や知人との関係が疎遠な場合が多いこと、就労状況により安定した収入を得にくいことなどが挙げられます。
- ◆ 国は、親族等のもとに戻ることができない方々のための一時的な居場所として、更生保護施設の受入れ機能を強化したり、自立準備ホームの確保を進めたりしています。
- ◆ しかし、これらの施設はあくまで一時的な居場所に過ぎません。そのため、更生保護施設等を退所した後も、地域社会において安定した住居を確保し続けることが大きな課題となっています。

【具体的な取組】



①-2 就労の支援

【現状と課題】

- ◆ 人が安定した生活を営むためには、就労が重要な役割を果たすことは明らかです。
- ◆ 刑務所再入所者の72.1%が再犯時に無職であり、保護観察終了時の無職者の再犯率(36.7%)は有職者(7.7%)の約5倍に達し、安定した就労が再犯リスクを大幅に低減に大きく寄与することが明らかになっています。
- ◆ しかしながら、犯罪をした者等が求職活動を行うにあたっては、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識やスキルが身につけていない場合が多く、就職をした場合でも、これらのスキルが不足していることにより、職場での人間関係の構築がうまくできず離職に至ってしまう場合があります。また、主な就職先が特定の業種に偏っていることや本人の能力とはミスマッチな職業に従事してしまうことも短期離職の要因となっており、職場への定着の難しさが大きな課題となっています。
- ◆ 前科等の経歴がスティグマ(差別・偏見)となって就職や地域社会で生活を送ることを困難にしており、受刑者に対する社会の理解も求められています。
- ◆ 国では、法務省と厚生労働省が連携し「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施しています。ハローワークと矯正施設が連携し、本人の希望や適性に応じた職業相談・紹介、採用面接、職業講話などを行っています。保護観察対象者には、ハローワーク職員と保護観察官がチームを組み、本人に適した就労支援を行っています。
- ◆ また、全国8つの矯正管区に「コレワーク(矯正就労支援情報センター)」を設置しています。雇用主と対象者のマッチング支援に注力し、企業ニーズに合わせた人材紹介や求人情報提供、採用手続きのサポートを通じて社会復帰を促進しています。
- ◆ 民間の会社による支援として、犯罪をした者等の自立および社会復帰に協力することを目的とした事業主である協力雇用主があります。全国で約25,000社もの登録がありますが、短期離職への不安などが雇用の障壁となっており、実際に雇用につくケースは限定的であり、犯罪をした者等への就労支援が不可欠です。

【具体的な取組】

調整中
(素案でお示しします)

②保健医療・福祉サービスの利用の促進等

②-1 高齢者または障がいのある者等への支援

【現状と課題】

- ◆ 高齢者(65歳以上の者)が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代で最も高い傾向にあり、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。
- ◆ 知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。知的障がいのある受刑者の2年以内の再入所率は、出所者全体の約2倍と非常に高くなっています。全国の知的障がいを有する又はその疑いのある受刑者のうち、療育手帳所持者は3割と少なく、出所後1年未満の再入所率、再入所が5回以上の割合が高いことも課題となっています。
- ◆ 高齢者や障がい者等が矯正施設を出所後、福祉的支援を必要とする場合、十分な支援が行き届かないことで再犯に至るケースもあります。そのため、地域で社会福祉施設への入所等の適切な福祉サービスを円滑に利用できる体制の整備が必要です。

【具体的な取組】

調整中
(素案でお示しします)

②-2 薬物依存の問題を抱える者への支援

【現状と課題】

- ◆ 覚醒剤取締法違反の検挙者数は減少傾向にありますが、再犯率は約7割と依然として高水準にあります。また、他の犯罪と比較して比較的早期に再び刑務所に入所する傾向が見られます。
- ◆ 大麻事犯は増加傾向にあり、特に若年層を中心に乱用が拡大しています。30歳未満が約7割を占め、そのうち約4分の1が20歳未満です。また、大麻事犯の初犯者の割合が約7割を占めていることも特徴的です。違法薬物の多様化も進んでおり、大麻リキッド[※]や菓子形態品の流通も確認されています。
- ◆ 市販薬や処方薬の乱用も深刻な問題となっており、国の調査では、医薬品の「オーバードーズ[※](OD)」が原因と疑われて救急搬送される人は年々増加しています。特に10～20代が約半数を占め、特に女性が多いという報告もあります。若年層のオーバードーズは深刻な社会問題となっており、これは抑うつ気分の悪化や希死念慮[※]の出現を呈しやすいなど医学的な管理も求められます。
- ◆ 薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合が多くあります。再犯防止には適切な治療と支援が不可欠です。薬物依存症は、薬物の使用を繰り返すことにより、本人の意思とは関係なく誰でもなり得る病気であることを認識する必要があります。
- ◆ 背景には社会的孤立、DVなどの社会課題やなんらかの障がいを抱えていることが多いことを踏まえる必要があります。国は、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施や、回復に向けて地域社会の保健医療機関につなぐ支援を進めています。しかし、薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は依然として低い状態にあります。
- ◆ これらの課題に対応するためには、医療・福祉・司法など関係機関の連携を強化し、社会全体で依存症への理解を深めることが重要です。同時に、治療・支援を受けやすい環境を整えることが必要となっています。

【具体的な取組】

調整中
(素案でお示しします)

③学校等と連携した修学支援の実施等

【現状と課題】

- ◆ 非行の防止と学校連携による修学支援における現状の課題は、教育機会の格差と再犯リスクの関連性に表れています。全国の高校進学率が98.8%である一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9%は高等学校を中退している状況です。
- ◆ 就職し、自立した生活を送るには、高校卒業程度の学力が求められることが多いと言われています。しかし、出院時に復学・進学を希望する者の約7割が進学先未定のまま出院しており、多くの者が希望するにもかかわらず、復学・進学が叶わないことで、必要な学力を身に付けられていないという深刻な状況にあります。このため、少年院在院中から出院後まで継続的かつ一貫した修学支援を行うことが求められています。
- ◆ さらに、保護観察終了時の再処分率が、「学生・生徒」においては8.5%、「有職者」では17.0%である一方で、無職者は52.6%と大きな差が生じていることから、少年院出所後等における、就学(修学)支援が再犯防止に当たっては重要です。
- ◆ 非行が修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があります。特に、今日では、スマートフォンの普及により、SNS等を介したさまざまなリスクへの対応が必要であり、青少年の健全育成のため、家庭・学校・地域社会・行政がそれぞれの役割を果たし、支援を図っていくことが大切です。

【具体的な取組】

調整中
(素案でお示しします)

④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

【現状と課題】

- ◆ 犯罪をした者等に対し、再犯防止に向けた指導・支援等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容だけに目を向けるのではなく、それぞれの経歴や属性、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済状況など対象者が抱えるそれぞれの特性・背景に着目し、犯罪に至ってしまった要因を把握・理解した上で継続的な指導等を行っていくことが重要です。
- ◆ 出所受刑者等の2年以内再犯率推移を罪名別(覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗)、属性別(高齢、女性、少年)に見ると、罪名別では窃盗が、属性別では高齢者がそれぞれ約20%を占め、出所受刑者全体の2年以内歳入率13%よりも高くなっています。犯罪や非行に至る要因は様々であり、「2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等」においても示したとおり、特性に応じた傾向が見られます。
- ◆ 国は、性犯罪者、暴力団関係者、少年・若年者、被虐待体験や摂食障がい[※]等の問題を抱える方、困難を抱える女性、発達上の課題を有する方など、対象者の特性に応じた支援等の充実を図るとともに、犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等を実施しています。
- ◆ しかし、矯正施設[※]等を出所したのち、地域社会でそれぞれの特性に応じた支援や、出所者等を受け入れる体制などが十分に整っているとは言えない状況にあります。様々な特性を抱える方が、地域に戻った後も安心して生活を送ることができるよう、関係機関が連携して、それぞれの特性に応じた指導・支援等を実施することが必要です。

【具体的な取組】

調整中
(素案でお示しします)

⑤民間協力者の活動の促進等

【現状と課題】

- ◆ 犯罪をした者等の社会復帰支援は、保護司、更生保護女性会、協力雇用主など、多くの民間協力者によって支えられています。これらの民間協力者は、地域における「息の長い」支援を担い、犯罪をした者等が安定した社会復帰を果たすために重要な役割を果たしています。特に保護司は、保護観察官と連携しながら、犯罪をした者等が社会から孤立することなく、社会の一員として定着できるよう、継続的な支援を行っています。
- ◆ しかしながら、保護司の数は減少傾向にあり、高齢化が進んでいることが大きな課題となっています。令和6年1月現在、保護司の平均年齢は65.6歳であり、70歳代の占める割合が増加しています。また、昨今の社会経済情勢の変化に伴い、定年年齢が延長していることや安全に活動する環境の確保が難しいこと、家族の理解が得られないことなどから後継者不足の問題も深刻化しています。保護司が安全に安心して活動を継続するための支援が急務であり、負担軽減策や新たな担い手の確保を行うなど持続可能な保護司制度の確立が求められています。
- ◆ 地域社会においては、更生保護法人※をはじめとする様々な民間団体による支援活動が実施されており、社会復帰支援のためのネットワークが構築されています。こうした民間協力者のおかげで、犯罪をした者等に対する継続的な支援が行われています。
- ◆ また、民間協力者との連携も不可欠です。民間協力者は、犯罪をした者等の社会復帰支援において重要な役割を果たし、その活動を支えるためには、行政と民間協力者・団体との連携を一層強化することが必要です。
- ◆ これらを踏まえ、保護司や民間協力者の活動を支援するための体制強化を図り、地域社会における社会復帰支援の枠組みを一層充実させていく必要があります。

【具体的な取組】

調整中
(素案でお示しします)

⑥地域による包摂の推進

【現状と課題】

- ◆ 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援だけでは十分ではありません。
- ◆ 刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に地方公共団体が主体となり、一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されており、「地域による包摂」を推進していく上では、地域住民に身近な地方公共団体の取組が重要となります。
- ◆ 地方公共団体は、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等に対し、適切な支援を提供することが求められています。特に、これらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者に対しては、地域における支援のネットワークを強化し、より適切なサービスの提供を行う必要があります。
- ◆ 犯罪をした者等の中には、高齢や障がい等による生きづらさなど、様々な課題を抱える方々も多く存在しています。そのため、行政サービスの提供だけでなく、地域社会とのつながりを維持することが不可欠です。このためには、更生保護活動に関する広報・啓発活動を通じて、犯罪をした者等に対する地域住民の理解と協力を得ることが重要となります。
- ◆ これらを踏まえ、「地域による包摂」を推進していくためには、行政等による適切なサービスの提供や、更生保護活動の広報・啓発活動の充実が犯罪をした者等への理解と支援を一層深めるための取組として求められています。

【具体的な取組】

調整中
(素案でお示しします)

4 参考資料

(1) 再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

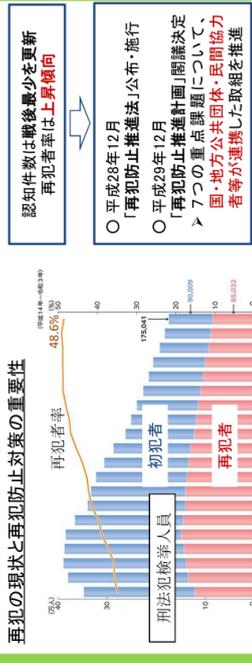
(2) 国の再犯防止推進計画 概要

第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

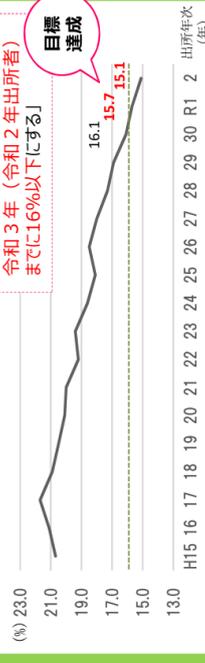
再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 過期放者対策の充実強化
 - 矯正施設在留中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始 (R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施 (H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援 (402団体で策定済み (R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がりが

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を実現すること。
- 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

- 就労・住居の確保
 - 就労の確保
 - 拘禁刑前設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
 - 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
 - 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
 - 住居の確保
 - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇(福祉へのつなぎ、乗物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行うための体制整備
 - 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進
 - 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な人口支援の実施
 - 乗物依存の問題を抱える者への支援
 - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
 - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実
- 学校等と連携した修学支援
 - 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用
 - 在院中の通信制高校への入学
 - 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止
- 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な措置
 - 拘禁刑前設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
 - 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
 - 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実
- 民間協力者の活動の促進
 - 持続可能な保護司制度の確立とその他の保護司に対する支援
 - 保護司の活動実態等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
 - 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
 - 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進
- 地域による包摂の推進
 - 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
 - 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
 - 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
 - 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充
- 再犯防止に向けた基盤の整備
 - 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- 検査者中の再犯者数及び再入率
- 新受刑者中の再入者又は再入の執行猶予率のある者の数及び割合
- 出所受刑者の2年以内再入率
- 主たる罪名・特種別2年以内再入率
- 出所受刑者の3年以上以内再入率
- 主たる罪名・特種別3年以上以内再入率
- 保護観察官(全部)執行猶予者及び保護観察官少年の再犯者数及び処分量